

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

1. 「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善について取り組みされてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能がある職員に重点化を図りながら、介護職員/福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年10月消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。こちらの加算取得のためには、下記3点の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
- (2) 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- (3) 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

2. 「見える化」要件とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記算定要件についての具体的な取り組み内容を「見える化」し「情報公開制度や法人ホームページを活用するなどして、外部から見える形で公開すること」が求められます。

3. 職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、弊社の特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容は下記の通りとなります。

◆介護職員等特定処遇改善加算取得状況

事業所	加算
デイサービス絆	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
デイサービス絆南花田	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
ヘルパーステーション絆菩提	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
ヘルパーステーション絆福田	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）について

区分	職場環境用件項目	弊社としての取り組み
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	年齢問わず、他産業からの転職者、未経験者の採用も行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習、資格取得がしやすい環境を整えている。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	毎月1回は研修を行っている。
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	半年に1回、面談を行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	希望に応じてシフト作成している。本人が望めば正規職員への転換を行っている。
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	本人の希望に応じて取得できるように取り組んでいる。
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	マニュアルを策定し、自由に閲覧できるようにしている。
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化、インカムの活用による業務の効率化を図っている。
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備	毎日行っている。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	各業務のマニュアル整備、情報共有ノートを使用している。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	朝礼や終礼、申し送りでの情報共有、ミーティングの実施で改善を図っている。